

会 員 各 位

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
会 長 平 石 朗  
( 公 印 省 略 )

### いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、令和 2 年 5 月 4 日に発表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の中で、新規感染者数が限定的となり対策の強度を一定程度緩められるようになった地域（以下「緊急事態宣言が解除された地域」という。）であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に移行していく必要があるものとしているところであり、各業界において業種別ガイドラインを示すことを促しています。

このことに関して、本会としての見解を下記の通り示すとともに、面会制限の考え方を整理いたしましたので、貴職におかれましては参考としていただきますようご案内申し上げます。

なお、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要がある地域（以下、「緊急事態宣言地域」という。）については、同会議において、「新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。」とされているところであり、面会を原則禁止（ウェブによる面会は可）とすることをはじめ、利用者に対する対応についてこれまでの取扱いに変更はありません。

#### 記

#### 1. 緊急事態宣言が解除された地域における「新しい生活様式」について

緊急事態宣言が解除された地域については、感染が収まりつつある状況下にあると考えられますが、韓国やドイツ等における感染者数をみますと、対策を急速に緩めることは、利用者にとって危険となる場合があります。

高齢者である利用者は新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、重篤な症状が発生するおそれがあることから、利用者に対する対応については、原則として、介護保険最新情報 vol.808 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」に留意し、従来通りとすることが肝要と考えられます。

#### 2. 特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設における面会について

利用者に対する対応のうち、利用者と家族等との面会についても、原則として、介護保険最新情報 vol.808 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」に留意し、原則禁止（ウェブによる面会は可）とすることが肝要と考えられます。

他方で、緊急事態宣言が解除された地域に所在する特別養護老人ホーム等の入居施設については、利用者や家族等の心情等にも配慮し、次の条件のすべてを満たすことができる場合に限り、例外的な取り扱いを行うことが考えられます。

### (1) 利用者の条件

- ① 看取り期にあること  
(同一市区町村内に感染者が発生していないなど感染のリスクが極めて低いと考えられる地域の施設においては、施設の判断により、看取り期以外の利用者を対象とすることも考えられるが、その場合であっても、(1) ②以下に加え、利用者・場所・回数・時間・面会者人数を限定するなど、感染の可能性を最大限低減させるための条件を各施設で設定することが肝要と考えられる)
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染していないこと

### (2) 面会者の条件

- ① 過去2週間以内に特定警戒都道府県(\*)に居住、滞在又は勤務をしていた者ではないこと
- ② 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染していないこと(過去に感染し回復した場合には、施設職員等へご相談いただくこと)
- ④ 過去2週間内に発熱がないこと
- ⑤ 健康状態に問題がないこと(具体的には、別添「面会者健康チェックシート」の全てに該当しないこと)

\*令和2年5月13日時点の特定警戒都道府県を指す(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府)。

### (3) 面会方法の条件

- ① サージカルマスクを着用いただくこと(仮に施設に個人防護具の余裕があり、医師等によるマスク、ゴーグル、ガウン、手袋の着脱指導のもと行えるのであれば、その指示に従い着用し、行うこと)
- ② 施設スタッフ監視のもと、施設入所時及び面会後に肘までの手指消毒を行うこと
- ③ 手を握ることは事前及び事後に手指消毒を着実に行えば差し支えないが、抱擁は避けること
- ④ 面会者が自身の涙や鼻水を触らないよう注意すること。また、面会者が利用者の涙や鼻水を拭う等しないよう注意すること

以上

#### (問い合わせ先)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル7階  
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
新型コロナ対策チーム(北村・忽那(くつな)・下本)  
TEL: 03-5211-7700 fax: 03-5211-7705  
MAIL: [js.covid-19@roushikyo.or.jp](mailto:js.covid-19@roushikyo.or.jp)

## 面会者健康チェックシート

(ひとつでも該当があれば施設職員へご相談下さい)

- 発熱している
- 過去 2 週間以内に熱があった
- だるい
- 気持ち悪い・吐き気がある
- 過去 1 週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1 か月以内に始まった咳がある
- 1 か月以内に始まった匂いにくさがある
- 1 か月以内に始まった味の感じにくさがある
- 同居している人が発熱している

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る面会に関するお願い

緊急事態宣言  
解除地域用

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)については、各地域で感染が蔓延しており、未だ治療方法が確立していないことから利用者、ご家族のみなさまもご不安なことと存じます。

特に、高齢者や基礎疾患を有するかたについては重症化することが分かっており、外部の方々との接触による感染は避けなければなりません。

今般、「緊急事態宣言」は解除されるに至りましたが、私共の施設では、感染拡大を最大限防止する観点から、引き続き、面会制限へのご協力をお願いしております(又は、WEBによる面会も可能です)。

なお、お看取り等の場合であって、一定の条件を満たす場合は例外的に面会対応を検討しますので、ご相談ください。

### 厚生労働省から示されている面会時の対応

「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年4月7日介護保険最新情報vol.808 厚生労働省結核感染症課ほか)

1 面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

施設名



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会について



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

本会は、全国約11,000事業所の会員からなる高齢者福祉・介護の事業者団体です。研修を通じた質の向上や、調査研究を通じて厚生労働省に対して政策提案等を行っています。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

MAIL: [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)